公立大学法人福井県立大学職員給与規程

平成１９年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第３７号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第３５号。以下「就業規則」という。）第２９条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。ただし、法人と他の団体で締結される職員の派遣に関する取決めに基づき当該団体から派遣されて地域経済研究所に勤務する職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

（給料）

第２条　給料は、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第４２号。以下「勤務時間規程」という。）第１０条に規定する正規の勤務時間（同規程第１１条第６項により正規の勤務時間とみなされた時間を含む。以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を除いたものとする。

（給料表）

第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（１）一般職給料表（別表第１）
（２）教育職給料表（別表第２）
（３）研究職給料表（別表第３）
（４）医療職給料表（別表第４）
（５）技能労務職給料表（細則で定める）

２　理事長は、前項の給料表（以下単に「給料表」という。）により職員に給料を支給しなければならない。

３　職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。

４　理事長は、次条第１項の規定に基づき、すべての職員の職を給料表の級のいずれかに格付しなければならない。

（初任給、昇格および昇給の基準）

第４条　職員の職務の級は、細則で定める基準に従い決定する。

２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、細則で定める初任給の基準に従い決定する。

３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、細則の定めるところにより決定する。

４　職員の昇給は、細則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

５　前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

６　前項の規定にかかわらず、５５歳を超える職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給については、第４項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するもの

とする。
７　第５項の規定にかかわらず、６０歳を超え教育職給料表の適用を受ける職員については、昇給しないものとする。
８　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
９　非常に顕著な業績等を有する者で特別な処遇をする必要があるものを採用した場合は、第２項から前項までの規定にかかわらず、理事長は給料月額を決定することができる。
１０　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
１１　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。
（復職時における号給の調整）
第５条　休職、勤務時間規程第１５条第１項に規定する休暇（以下「休暇」という。）または公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第４３号。以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業または介護休業（以下「育児休業等」という。）のため勤務しなかった職員が、復職し、または再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、または再び勤務するに至った日以後において、細則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
（給料の支給）
第６条　給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。
２　給料の支給日は、細則で定める。
第７条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
２　職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
４　第１項または第２項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときまたは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第３条第１項の規定に基づく休日（以下「休日」という。）の日数を指し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
（給料の調整額）
第８条　理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
２　前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の１００分の２５を超えてはならない。
（管理職手当）
第９条　管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち細則で指定するものに対して支給する。
２　前項の管理職手当の額は、給料月額を基準として理事長が定める。
３　第１項の管理職手当の額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の２５を超えてはならない。
（初任給調整手当）
第１０条　医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるものに新たに採用された職員には、月額５１，６００円を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
３　前２項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（扶養手当）

第１１条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般９級職員等」という。）に対しては、支給しない。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）満６０歳以上の父母および祖父母

（４）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第１２条　新たに職員となった者に扶養親族（一般９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

（１）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般９級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（２）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第２項第２号もしくは第４号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および一般９級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、一般９級職員等以外の職員から一般９級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から

１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号または第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１）扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２）扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３）扶養親族たる父母等および扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある一般９級職員等が一般９級職員等以外の職員となった場合

（４）扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るものがある一般８級職員等が一般８級職員等および一般９級職員等以外の職員となった場合

（５）扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般９級職員等以外のものが一般９級職員等となった場合

（６）扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で一般８級職員等および一般９級職員等以外のものが一般８級職員等となった場合

（７）職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第１３条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、１００分の１．０を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第１４条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第３号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他細則で定める職員を除く。）

（２）第１６条第１項または第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する宿舎その他細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（２）前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（通勤手当）

第１５条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

（１）通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものおよび第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が１５万円を超えるときは、１箇月につき１５万円）

（２）前項第２号に掲げる職員　自動車等の使用距離および自動車等の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第５に定める額

（３）前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（１箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が１５万円を超えるときは、１箇月につき１５万円）

３　第１項第３号に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（細則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、細則で定めるところにより、前項第３号に定める額に加算して当該駐車場等の１箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が３，０００円を超えるときは、３，０００円）の通勤手当を支給する。

４　勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則で定めるもののうち、第１項第１号または第３号に掲げる職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が１５万円を超えるときは、１箇月につき１５万円）

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前２項の規定による額

５　前項の規定は、地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号または第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が細

則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

６　通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあっては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。

７　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。

８　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

９　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、細則で定める。

（単身赴任手当）

第１６条　勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居から当該異動または勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額）とする。

３　地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（寒冷地手当）

第１６条の２　寒冷地手当は、毎年１１月から翌年３月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において勝山市に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限り、理事長が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

２　支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

（１）世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であって前項に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第１項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして理事長が定めるものを除く。）　１９，８００円

（２）前号に掲げる職員以外の世帯主である職員　　１１，４００円

（３）前２号に掲げる職員以外の職員　８，２００円
３　前項の規定にかかわらず、理事長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で理事長が定める額とする。
（特殊勤務手当）
第１７条　著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
２　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
（給与の減額）
第１８条　職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
（超過勤務手当）
第１９条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
（１）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　１００分の１２５
（２）前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５
２　前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第７条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第３条第２項または第６条により割り振られた１週間の正規の勤務時間（労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員にあっては３８時間４５分とみなす。以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
３　第１項の規定により正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と前項の規定により割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
（１）正規の勤務時間を超えてした勤務　１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）
（２）割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務　１００分の５０
４　勤務時間規程第１４条の２に規定する代替休暇を請求した場合において、当該休暇の日に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
（１）正規の勤務時間を超えてした勤務　１００分の２５（休日における勤務については、１００分の１５）
（２）割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務　１００分の２５
５　勤務時間規程第８条の規定により代休日を指定された職員が当該代休日に勤務しないときは、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に７．７５を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
６　労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員であって、午後１０時から翌日の午前５時までの間（休日でない日の時間に限る。）に勤務することを承認されたものには、その承認され

て勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（端数計算）

第２０条　第１８条に規定する勤務１時間当たりの給与額および前条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第２１条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を３８時間４５分に５２を乗じたものから７時間４５分に２０を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第２２条　第９条第１項の規定に基づく細則で指定する職員（以下「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により休日以外の日の午後１０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）第１項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、それぞれその額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

（２）前項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、それぞれその額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

４　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（特定職員についての適用除外）

第２３条　第１９条の規定は、管理職員には適用しない。

（期末手当）

第２４条　期末手当は、６月１日および１２月１日（以下この条から第２６条までおよび附則第１３項第３号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日（次条および第２６条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、または死亡した職員（第３０条第６項の規定の適用を受ける職員および細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して理事長が定める職員（第２７条において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難および責任の度等を考慮してこれに相当する職員と

して当該各給料表につき細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

５　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則で定める。

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）基準日前１箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第４７条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）基準日前１箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第２４条第１項第２号の規定により解雇された職員

（３）基準日前１箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間にその者の在職期間中の行為に関し就業規則第４７条の規定に該当し懲戒解雇に相当すると懲戒処分の審査機関が認めたもの

（４）基準日前１箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前３号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（５）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２６条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から６０日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
５　理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、細則で定める。
（勤勉手当）
第２７条　勤勉手当は、６月１日および１２月１日（以下この条および附則第１３項第４号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績（教育職給料表の適用を受ける職員は、直近の教員評価の結果および基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況）に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、または死亡した職員（細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部職員にあっては１００分の１２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
４　第２４条第４項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは、「第２７条第３項」と読み替えるものとする。
５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第２５条中「前条第１項」とあるのは「第２７条第１項」と、同条第１号中「基準日前」とあるのは「基準日（第２７条第１項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）前」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する細則で定める日をいう。以下この条および次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
（退職手当）
第２８条　職員が退職し、または死亡した場合には、その者（死亡したときには、その遺族）に退職手当を支給する。
２　退職手当の額およびその支給方法その他退職手当に関し必要な事項は、別に規程で定める。
（管理職手当、扶養手当等の支給方法）
第２９条　管理職手当、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。
（休職者の給与）
第３０条　職員が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第１５条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
２　職員が結核性疾患にかかり、就業規則第１５条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。
３　職員が心身の故障により就業規則第１５条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、前２項に該当するときを除き、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。
４　職員が就業規則第１５条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の

期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

５　就業規則第１５条第１項の規定により休職にされた職員には、前４項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

６　第２項または第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２４条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、または死亡したときは、同項に規定する細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員については、この限りでない。

７　第２５条および第２６条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第２５条中「前条第１項」とあるのは、「第３０条第６項」と読み替えるものとする。

（口座振替による給与の支払）

第３１条　職員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により給与を支払うことができる。

（給与からの控除）

第３２条　職員の給与の支給に際しては、その給与から源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２４条第１項の規定に基づく協定に定めるところにより、当該法令または協定に定められる金額を控除することができる。

（その他）

第３３条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることとされているものを除くほか、細則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２０年３月３１日までの間については、第１３条の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に１００分の１を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

３　地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第５９条の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における第３条第１項に規定する給料表は、教育職給料表とする。

４　前項の適用を受ける職員の職務の級および号給は、福井県一般職の給与に関する条例（昭和２９年条例第２４号）（以下「給与条例」という。）の規定により施行日の前日に受けていた級および号給と同一とする。ただし、施行日に昇格させることとなる職員については、給与条例の規定により施行日の前日に受けていた号給を基礎として昇格後の号給を決定する。

５　承継職員および福井県から法人に派遣される職員のうち、平成１８年３月３１日に福井県職員であった者については、その者の受ける給料月額が当該日において受けていた給料月額に１００分の９９．０７を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない場合には、平成３０年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第１３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９９．１を乗じて得た額）を給料として支給する。

６　前項の規定による給料を支給される職員に関する第８条第２項の規定の適用については、第８条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第５項の規定による給料の額との合計額」とする。

７　平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第４条第４項	４号給	３号給

第４条第５項	４号給	３号給
	２号給	１号給

８　承継職員および福井県から派遣される職員で、施行日以降も給与条例の適用を受ける職員として在職したならば福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１６年条例第６４号）附則第５項の規定による寒冷地手当が支給されることとなる職員には、同項に規定する額の寒冷地手当を支給する。

９　前項の規定による寒冷地手当を支給される職員に関する第３０条第２項および第３項の規定の適用については、第３０条第２項および第３項中「および期末手当」とあるのは「、期末手当および附則第８項の規定による寒冷地手当」とする。

１０　施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、施行日において、この規定により認定されたものとみなす。

１１　平成１９年６月１日を基準日とする期末手当および勤勉手当の支給時における承継職員の在職期間または勤務期間は、施行日の前日までの福井県立大学における当該職員の在職期間または勤務期間をこの規程の在職期間または勤務期間に通算する。

１２　施行日の前日において、福井県に対し、給与の振込を申し出ていた職員については、特段の申出がない限り、施行日において当該職員から第３１条の申出があったものとみなす。

１３　平成３２年３月３１日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもので管理職員に限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外のものが５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（１）給料月額　当該特定職員の給料月額に１００分の０．９を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に１００分の９９．１を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第１５項および第１６項において、「最低号給に達しない場合」）という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項および附則第１５項において「給料月額減額基礎額」という。））

（２）地域手当　当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に１００分の０．９を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（３）期末手当　それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第２４条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、１００分の０．９を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める割合を乗じて得た額）

（４）勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第２７条第４項において準用する第２４条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第１６項において、「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２７条第２項に規定する割合を乗じて得た額に１００分の０．９を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第４項において準用する第２４条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲で細則で定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当のかかる第２７条第２項に規定する割合を乗じて得た額)

(５)第３０条第１項から第４項までまたは第６項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第３０条第１項　前各号に定める額

ロ　第３０条第２項または第３項　第１号から第３号までに定める額に、１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第３０条第４項　第１号および第２号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３０条第６項　第３号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	６級
教育職給料表	５級
研究職給料表	４級

１４　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な次項は、理事長が定める。

１５　附則第１３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第１８条および第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２１条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから７時間４５分に２０を乗じたものを減じたもので除して得た額に１００分の０．９を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから７時間４５分に２０を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

１６　附則第１３項の規定が適用される間、第２７条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第１３項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に６月に支給する場合には１００分の０．８３２５（特定幹部職員にあっては１００分の１．０１２５）、１２月に支給する場合には、１００分の０．８７７５（特定幹部職員にあっては１００分の１．０５７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、６月に支給するときは１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては１００分の１１２．５）、１２月に支給するときは１００分の９７．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１１７．５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成１９年１２月１日から施行する。ただし、第２４条第２項および第２７条第２項の改正規定は平成２０年４月１日から施行する。

２　第１１条第３項、第１２条第３項および別表第１から別表第５までの改正規定は、平成１９年４月１日から適用する。

（勤勉手当に関する特例）

３　平成１９年１２月に支給する勤勉手当に関する改正前の規程第２７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の７７．５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
２　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第２４条第２項から第５項まで（公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成１９年規程第４３号）第１１条の３の規定により読み替えて適用する場合を含む。）もしくは第３０条第１項から第３項までもしくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
（１）平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当（第１６条第２項に規定する細則で定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．２７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	１級	１号給から５６号給まで
	２級	１号給から２４号給まで
	３級	１号給から８号給まで
教育職給料表	１級	１号給から４８号給まで
	２級	１号給から３２号給まで
	３級	１号給から１２号給まで
研究職給料表	１級	１号給から５６号給まで
	２級	１号給から３２号給まで
医療職給料表	１級	１号給から５６号給まで
	２級	１号給から４０号給まで
	３級	１号給から１６号給まで
	４級	１号給から４号給まで
技能労務職給料表	１級	１号給から６４号給まで
	２級	１号給から２０号給まで

（２）平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に１００分の０．２７を乗じて得た額
３　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
２　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第２４条第２項から第５項まで（公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成１９年規程第４３

号）第１１条の３の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第３０条第１項から第３項までもしくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当（第１６条第２項に規定する細則で定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．２７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職　務　の　級	号給
一般職給料表	１級	１号給から９３号給まで
	２級	１号給から６４号給まで
	３級	１号給から４８号給まで
	４級	１号給から３２号給まで
	５級	１号給から２４号給まで
	６級	１号給から２４号給まで
	７級	１号給から１２号給まで
教育職給料表	１級	１号給から８８号給まで
	２級	１号給から７２号給まで
	３級	１号給から５２号給まで
	４級	１号給から４０号給まで
	５級	１号給から１２号給まで
研究職給料表	１級	１号給から９６号給まで
	２級	１号給から７２号給まで
	３級	１号給から４０号給まで
	４級	１号給から２４号給まで
医療職給料表	１級	１号給から９６号給まで
	２級	１号給から８０号給まで
	３級	１号給から５６号給まで
	４級	１号給から４４号給まで
	５級	１号給から２８号給まで
技能労務職給料表	１級	１号給から８９号給まで
	２級	１号給から８１号給まで
	３級	１号給から２４号給まで

（２）平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に１００分の０．２７を乗じて得た額

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

３　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第１３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

４　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（平成２３年４月１日における号給の調整）

２　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員のうち、平成２２年１月１日において第４条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して細則で定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員の平成２３年４月１日における号給は、この項の規定の適用がない者とした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

（平成２３年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２３年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第２４条第２項から第５項まで（公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成１９年規程第４３号）第１１条の３の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第３０条第１項から第３項までもしくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２３年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当（第１６条第２項に規定する細則で定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職　務　の　級	号給
一般職給料表	１級	１号給から９３号給まで
	２級	１号給から７６号給まで
	３級	１号給から６０号給まで
	４級	１号給から４４号給まで
	５級	１号給から３６号給まで
	６級	１号給から３６号給まで
	７級	１号給から２４号給まで
教育職給料表	１級	１号給から１００号給まで
	２級	１号給から８４号給まで
	３級	１号給から６４号給まで
	４級	１号給から５２号給まで
	５級	１号給から２４号給まで
研究職給料表	１級	１号給から１０８号給まで
	２級	１号給から８４号給まで
	３級	１号給から５２号給まで

	４級	１号給から３６号給まで
医療職給料表	１級	１号給から１０８号給まで
	２級	１号給から９２号給まで
	３級	１号給から６８号給まで
	４級	１号給から５６号給まで
	５級	１号給から４０号給まで
技能労務職給料表	１級	１号給から８９号給まで
	２級	１号給から８１号給まで
	３級	１号給から４５号給まで
	４級	１号給から１６号給まで

（２）平成２３年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に１００分の０．４を乗じて得た額

（平成２３年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

３　平成２３年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第１３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２３年１２月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

４　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　第１０条第１項および別表第１から別表第６までの改正規定は、平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年２月１８日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２７条第１項の改正規定は平成２８年４月１日から適用する。
（給料の切替えに伴う経過措置）
2　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成３２年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成１９年４月１日）第１３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９９．１を乗じて得た額）を給料として支給する。
3　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
4　前２項の規定による給料を支給される職員に関する附則（平成１９年４月１日）第１３項第２号から第４号までの規定の適用については、附則（平成１９年４月１日）第１３項第２号中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則（平成２７年４月１日）第２項および第３項の規定による給料との合計額」とする。
（平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当に関する特例）
5　切替日から平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当の支給に関する第１６条第２項の規定の運用については、同規定中「３０，０００円」とあるのは「３０，０００円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。
（平成２７年４月１日における号給の調整）
6　平成２７年４月１日において４１歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。以下同じ。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日および平成２１年１月１日の第４条第４項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の平成２７年４月１日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の３号給、２号給または１号給上位の号給とする。
7　平成２７年４月１日において４１歳以上４６歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の２号給または１号給上位の号給とする。
8　平成２７年４月１日において４６歳以上５６歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。
9　公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成１９年規程第４３号）第１１条の２に規定する育児短時間勤務職員に対する前３項の規定の適用については、前３項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程（平成１９年規程第４２号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
１０　附則第２項から前項までに定めるほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成２８年３月２４日から施行する。
2　第１０条第１項、第１３条、第２７条第２項および別表第１から別表第５までの改正規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（給与の内払）
３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２９年１月２４日から施行する。ただし、第１０条第１項および別表第１から別表第５までの改正規定は、平成２８年４月１日から適用する。
２　第２７条第２項の改正規定は、平成２８年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
２　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の給与規程第１１条第１項ただし書および第１２条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第１１条第３項および第１２条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき６，５００円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般８級職員等」という。）にあつては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき６，５００円（職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については９，０００円）」と、同条第１項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「２　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子または前条第２項第３号もしくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合および一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者が

ある場合を除く。）」とあるのは

「２　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養
３　扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員
４　扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員

親族たる子または前条第２項第３号もしくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日
が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
が配偶者を有するに至つた場合（第１号に該当する場合を除く。）

以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
」
と、同条第２項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般９級職員等以外の職員から一般９級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号もしくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第１項第３号もしくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号または第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

３　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の給与規程第１１条第１項ただし書および第１２条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第１１条第３項および第１２の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号および第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般８級職員等」という。）にあつては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、および同項第２号中「場合および一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なつた日、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」

と、「死亡した日、一般９級職員等以外の職員から一般９級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号または第７号」と、「第１号または第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

４　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の給与規程第１１条第１項ただし書ならびに第１２条第３項第３号および第５号の規定は適用せず、改正後の給与規程第１１条第３項および第１２条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号および第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「一般８級職員等」とあるのは「一般８級以上職員等」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、および同項第２号中「場合および一般９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般９級職員等から一般９級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般９級職員等以外の職員から一般９級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般９級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号または第７号」と、「第１号または第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般８級職員等が一般８級職員等および一般９級職員等」とあるのは「一般８級以上職員等が一般８級以上職員等」と、同項第６号中「一般８級職員等および一般９級職員等」とあるのは「一般８級以上職員等」と、「が一般８級職員等」とあるのは「が一般８級以上職員等」とする。

５　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年１月２３日から施行する。ただし、第１０条第１項および別表第１から別表第５までの改正規定は、平成２９年４月１日から適用する。

２　第２７条第２項の改正規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成３１年１月２８日から施行する。ただし、第１０条第１項および別表第１から別表第５までの改正規定は、平成３０年４月１日から適用する。
2　第２７条第２項の改正規定は、平成３０年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、令和２年１月１７日から施行する。ただし、別表第１から別表第５までの改正規定は、平成３１年４月１日から適用する。
2　第２７条第２項の改正規定は、令和元年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
2　改正後の規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が１，０００円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。以下「旧手当額」という。）から１，０００円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）改正後の規程第１４条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）旧手当額から改正後の規程第１４条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が１，０００円を超えることとなる職員
3　施行日の前日において改正前の規程第１４条により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間、改正後の規程第１４条にかかわらず、旧手当額から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）改正後の規程第１４条項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）旧手当額から改正後の規程第１４条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が、２，０００円を超えることとなる職員
4　前２項に定めるもののほか、前２項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
5　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年１１月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年１１月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年１月１日から施行する。

２　別表第１から別表第５までの改正規定は、令和４年４月１日から、第２７条第２項の改正規定は、令和４年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年１月３０日から施行する。

２　別表第１から別表第４まで、第１０条の改正規定は、令和５年４月１日から、第２４条第２項、第２７条第２項の改正規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年３月１６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）
１　この規程は、令和７年２月１日から施行する。
２　別表第１から別表第４まで、第１０条の改正規定は、令和６年４月１日から、第２４条第２項、第２７条第２項の改正規定は、令和６年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。
（令和８年３月３１日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例）
２　改正前の給与規定第１１条第１項の規定による扶養手当の支給（同条第２項第１号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。）については、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与規定第１１条第１項中「に対しては、支給しない」とあるのは「ならびに第３項に規定する一般８級職員等に対しては、支給しない」と、同条第３項中「６，５００円」とあるのは「３，０００円」とする。
（令和８年３月３１日までの間における子に係る扶養手当に関する特例）
３　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における給与規定第１１条第３項の規定の適用については、同項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」とする。